

エコツーリズム推進基本方針（案）に関する意見等の概要及び意見に対する考え方について

1. エコツーリズム推進基本方針（案）に関する意見（16件）

(1) 全般（1件）

事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方
全般	<p>本来エコツーリズムとは風景では食えなかった「山美しくて、人貧し」の地元に、スモールビジネスとしての換金回路を見出させることにある。</p> <p>基本方針案では、環境で地域振興を図る為の換金回路としての具体的なスキームが構築されていない。</p> <p>地方の経済振興に寄与し得るエコツーリズムの位置づけと戦略とを明確に記入すべき。</p>	1	<p>エコツーリズム推進法では、自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場としての活用を基本理念として位置づけていることから、地域の自然観光資源を活用したエコツーリズムの取組において経済的な要素も含め地域振興等が図られることは重要と考えています。</p> <p>個別具体的な地域の推進戦略については、地域ごとに工夫していくべきものでありますが、地域が持続的にエコツーリズムに取り組める環境が整うという視点は重要であり、ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

(2) 第1章関係（6件）

事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方
2（1） エコツーリズムを推進する意義	<p>日本の社会や産業の歴史を振り返ると、常に自然との共生を念頭に置き発展してきた事実があり、自然との共生の歴史は日本固有の財産であり、他国に日本が誇れる大きな歴史遺産である。基本方針において、歴史文化という視点が薄れて表現されていることについて疑問を感じる。</p> <p>基本的な考え方として歴史の視点を外すことはできない。京都の疎水についてエコツーリズムの十分な題材となり得ることと同様に、横浜水道や黒部ダムなどの日本の近代産業遺産ともいえるインフラもエコツーリズムの題材である。</p>	1	<p>エコツーリズム推進法において自然観光資源とは、「動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源」及び「自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源」と定義されています。</p> <p>本定義に当てはまる資源は自然観光資源と位置づけられますが、自然観光資源に該当しない一般的な観光資源で、プログラムの企画、実施に当たって活用することが見込まれるものについても、全体構想に併せて記述することが考えられますので、その旨、第3章の2に記述しています。</p>
2（2） エコツーリズムへの取り組み方	<p>エネルギー産業や土木分野などは、自然とは一見対極の立場にあるように見えるが、「利用」という観点においては、密接に関わる分野であり、このような分野の取組を明文化する必要がある。</p>	1	<p>対象となる自然観光資源の種類や地域の特性、自然的及び社会的条件等によって個々に判断すべきものと考えています。</p>
2（3） エコツーリズムに取り組む上での基本的な視点と配慮事項	<p>自然からの恩恵を享受し続けることを持続的に可能化することが命題であり、産業分野（エネルギー、水道、鉱山、土木、インフラ等）の視点を推進（案）として持つべきである。</p>	1	<p>「自然からの恩恵を享受し続けることを持続的に可能化することが命題である」という点については、ご意見のとおりと考えています。</p> <p>なお、対象となる自然観光資源については、エコツーリズム推進法第2条で定義されており、自然観光資源に該当しない一般的な観光資源で、プログラムの企画、実施に当たって活用することが見込まれるものについても、全体構想に併せて記述することが考えられますので、その旨、第3章の2に記述しています。</p>
	<p>「③地域が主体」という視点において、行動という表現があるが、④という項目をつくり、訪れた観光旅行者が自らの地域に戻ったときに「環境に対する行動」に移れる何らかの「仕掛け」が必要である。</p>	1	<p>ご意見の趣旨は、「はじめに」、「第1章2（1）ア 自然環境の保全と自然体験による効果」及び「第1章3（1）イ 参加者は」に記述しています。</p>
3（2） 重点的に取り組むべき当面の課題	<p>全ての人々が地域への愛着と誇りを持てるような取組が必要と考える。</p> <p>地域住民による地域住民のための非営利な取組（例えば子ども向けの環境教育プログラム）に対する助成制度など、地域への支援の仕組みの構築が必要。</p>	1	<p>地域におけるエコツーリズム推進の取組が円滑に進むよう、国としても積極的に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
	<p>エコツーリズムにおいても現在の環境問題は重要であり、エネルギー分野との戦略的広報や連携がなければ、本質的なエコツーリズムの実現や実行することによって得られる望ましい効果にはつながらないと考える。</p>	1	<p>各種施策との連携を図り、エコツーリズムの推進に努めていくことが重要と考えており、ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

(3) 第3章関係 (5件)

事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方
1 (2) 推進する 地域	ゾーニングにおいて保全という視点だけでなく、利用という観点により、エコツーリズム実施地域のリーディング地域として啓発活動として利用すべき地域もある。	1	「一つの推進地域の中にも異なる特性を持つ区域が併存する場合には、必要に応じてそれらを適切にゾーニングし、それぞれの特性に応じて、想定される利用の形態や実施に当たって配慮すべき事項、利用を抑制すべき区域などエコツーリズムの実施の方法を示す」としており、ご意見の「利用」という観点は既に含まれています。
2 対象となる自然 観光資源	原案の本文中にグリーンツーリズム的な風俗慣習や伝統的な生活文化とあるが、それ以外の歴史観光資源や産業観光資源（実例 疎水・水力・地熱発電など）も重要な資源であると考ええる。	1	エコツーリズム推進法において自然観光資源とは、「動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源」及び「自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源」と定義されています。 本定義に当てはまる資源は自然観光資源と位置づけられますが、自然観光資源に該当しない一般的な観光資源で、プログラムの企画、実施に当たって活用することが見込まれるものについても、全体構想に併せて記述することが考えられますので、その旨、第3章の2に記述しています。
3 (1) ルール	エコツーリズムの推進地域においては、既存のツーリズムの在り方を検証し、又実施中のエコツーリズムに対しても同様に検証を行い、過剰な利用負荷や本来望ましくないガイダンスを行う者に対し、意見し是正・修正を求める権限を保証すべきである。（主務省庁の監視・仲裁・監督も必要）	1	エコツーリズム推進法では、市町村が設置する協議会において、ルールを含め、地域におけるエコツーリズムの推進に関する全体構想を作成することとされています。協議会は、取組状況を定期的に点検するとともに、全体構想や取組の見直しを行う役割が期待されます。（第2章前文） また、国は、認定全体構想が基本方針に適合しなくなったと認めるとき、また、エコツーリズムを推進する地域における自然観光資源に著しい影響を与えていたり、プログラムの実施主体が存在しなくなった場合など、認定全体構想に従ってエコツーリズムが推進されていないと認められるときは、文書などにより必要な技術的助言を行い、更に改善が見られない場合にあっては、その認定を取消することができます。（第4章の4）
4 自然観光資源の 保護及び 育成	自然観光資源のほかに歴史観光、産業観光、地域文化等の想定又は仮定の資源となり得るものがあり、基本方針としてその記述が必要である。	1	エコツーリズム推進法において自然観光資源とは、「動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源」及び「自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源」と定義されています。 本定義に当てはまる資源は自然観光資源と位置づけられますが、自然観光資源に該当しない一般的な観光資源で、プログラムの企画、実施に当たって活用することが見込まれるものについても、全体構想に併せて記述することが考えられますので、その旨、第3章の2に記述しています。
6 (1) 環境教育 の場とし ての活用 と普及啓 発	環境教育だからこそエネルギー産業の積極的な参加が必要であると考ええる。	1	ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

(4) 第5章関係 (4件)

事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方
全般	国全体の政策として自然環境の保全、生物多様性の確保など、エコツーリズムの推進に寄与する議論を強く望む。	1	第3次生物多様性国家戦略が、平成19年11月に策定(閣議決定)されたところであり、エコツーリズムについても同国家戦略に位置づけられています。生物多様性に関連する他施策と連携を図りながら、取組を進めていきたいと考えています。
1 生物多様性の確保	エコツーリズムにおいて自然環境の生物の多様性はもちろんであるが、エコツーリズムの実施地域の歴史や文化などの多様性にも光を当てるべきだと考える。	1	ご意見の趣旨は、第5章の1において、既に記載しています。
3 子供の視点に立った継続的な取組の推進	「子どもの視点に立った継続的な取組の推進」と同様に、高齢社会を迎えている今「ユニバーサルな視点に立った継続的な観光地づくりの推進」も重要な事項であり、同項目を追加するべきである。	1	「子どもの視点」は、単に観光客としてではなく、地域の宝さがしやプログラムへの参画を通じた地域への愛着や後継者づくり、学校教育との連携という観点で特に項目を設定しているものです。 ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
4 技術的助言	エコツーリズムを実施することにより地域文化の伝承や歴史を見直すことなど、地域の商工業者などの参加も望めることも考えられるほか、又インフラやエネルギー産業の協力も必要であると考えられる。経済産業省等の協力も必要と考える。	1	第1章2(1)ウにおいて、「雇用の確保や観光を始めとした既存の産業との相乗効果、経済波及効果などが期待」できること、第1章2(2)⑥において「地域経済に活力を与えつつ、他産業との連携などの波及効果を広げる」と記述しており、様々な関係者との連携が必要であることから、第5章の5において「他の関係行政機関を含めた連携の一層の強化」を図ることとしています。